

事 業 主 様

西日本パッカーリング健康保険組合  
理 事 長 竹 本 實 生

## 出産育児一時金の引き上げ及び直接支払制度の実施について

平素は当健康保険組合の事業運営につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国の緊急少子化対策の措置として、出産育児一時金（家族出産育児一時金を含む、以下同じ）の支給額の引き上げ及び直接支払制度が、平成 21 年 10 月 1 日から下記のとおり実施されますので、被保険者の方々へご周知いただきますようお願い申し上げます。

出産育児一時金の引き上げと直接支払制度については、ともに平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの暫定的な措置であり、平成 23 年 4 月 1 日以降の出産一時金制度については、引き続き検討をおこない、検討結果に基づき所要の措置を講ずる予定とされています。

なお、概要については、平成 21 年 9 月 10 日付発行の「健保だより」第 5 号にも掲載しておりますので、ご参照願います。

### 記

#### 1. 出産育児一時金の支給額について

38 万円

42 万円（4 万円引き上げ）

産科医療補償制度未加入の医療機関等での出産及び在胎週数 22 週未満の出産については 39 万円となります。

#### 2. 直接支払制度について

直接支払制度とは、被保険者等が医療機関等との間で出産育児一時金の支給申請及び受け取りにかかる代理契約を締結したうえで、医療機関等が被保険者等に代わって、出産育児一時金の支給額を限度に、支払機関を通じて、健康保険組合等へ支給申請し、出産育児一時金を受け取る、という新たな仕組みです（別紙参照）。

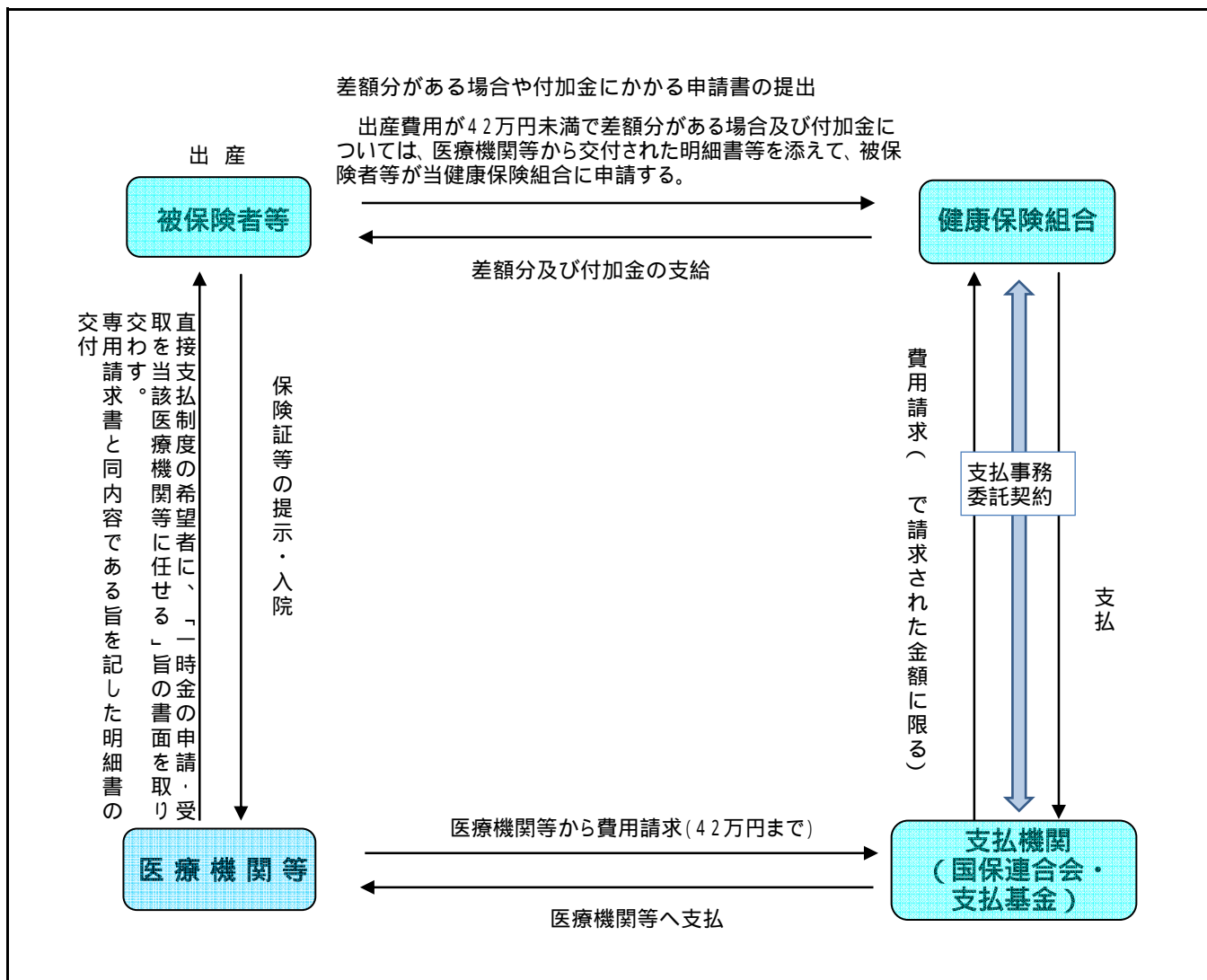
出産費用が出産育児一時金の支給額に比して少ない場合の差額分及び家族出産育児一時金の付加金については、別途請求が必要となります。

また、被保険者等が直接支払制度を希望しない場合は、従来の方法で支給申請を行うこととなりますが、添付書類の一部変更が予定されており、詳細については決まり次第別途お知らせいたします。

なお、直接支払制度の導入により、従来を受取代理の仕組みは平成 21 年 9 月 30 日を以って廃止されます。

以上

## 出産育児一時金の医療機関等へ直接支払制度の流れ



お問合せについては、当健康保険組合をお願いします。

西日本パッケージング健康保険組合 TEL 06 - 6941 - 4635